

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、  
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 22 年 5 月 7 日

株式会社東京証券取引所

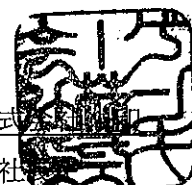
代表取締役社長 齊藤 惇 殿

会 社 名 ゲンキー株式会社

代表者の 代表取締役社長

役 職

氏 名 (署名) 藤永賢一



当社の代表取締役社長である藤永賢一は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下の通りです。

1. 上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期連結財務諸表用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等に基づき作成され、記載された事実は適正であることを確認いたしました。
2. 上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書作成にあたり、業務の分担と責任部署が明確化されており、各部署において適切な業務体制が構築されております。また、社内規程を整備し、職務の分担や責任の所在を明確にしております。
3. 毎月 1 回開催している定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、監査役も同席の上、業務遂行の状況が適切に報告されているとともに、経営方針や重要事項の意思決定を行っております。
4. 監査役会は、取締役の職務執行及び業務手続が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査は、代表取締役から指名された内部監査室が、他の業務執行組織から独立して内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を経営者に報告する体制が構築されています。
6. 会計監査人による監査において、上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書の記載内容に関し、重要な指摘事項はありません。

以上